

告示

埼玉県告示第千二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
吾妻地域包括支援センター	事業所所在地	所沢市久米一五三八―二	所沢市久米一五三八―九	介護予防支援
居宅介護支援事業所 うらら	事業所名称	草加市在宅福祉センター きくの里	居宅介護支援事業所 うらら	居宅介護支援
居宅介護支援事業所 はまゆう	事業所所在地	ふじみ野市上福岡六―四―五	ふじみ野市大井武蔵野六九八―四	居宅介護支援
ダスキンヘルスレント東松山ステーション	事業所名称	ヘルスレント東松山ステーション	ダスキンヘルスレント東松山ステーション	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与
	事業所所在地	東松山市松葉一町一―二四―一〇	東松山市松本九町二―一―四	特定介護予防福祉用具販売